

(証券コード9353)  
2024年6月11日

株 主 各 位

大阪市此花区梅町一丁目1番11号

**櫻島埠頭株式会社**

代表取締役社長 松岡 眞

## 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第82回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<http://www.sakurajima-futo.co.jp/ir.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスして、当社名（櫻島埠頭）または証券コード（9353）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市福島区福島五丁目6番16号 ホテル阪神大阪 10階 クリスタルルーム
3. 目的事項  
報告事項
  - 1.第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2.第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。  
・連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎株主総会にご出席された株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。
  - ◎ご来場にあたり、サポートが必要な株主様におかれましては、6月21日（金曜日）までに当社までお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。  
櫻島埠頭株式会社 総務部 電話番号 06-6461-5331（代表）【土日祝日を除く8：30～17：00】

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当を継続することを利益配分の基本方針とし、経営の安定性と財務体質の維持、強化を重視する観点から、内部留保の確保と当期純利益の見通しを考慮して配当金額を決定しております。

第82期の剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は45,359,340円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	松岡 眞 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	代表取締役社長執行役員	13回/13回 (100%)
2	谷本 祐介 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	取締役専務執行役員	13回/13回 (100%)
3	佐藤 禎広 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員	13回/13回 (100%)
4	藤井 守 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	取締役執行役員	13回/13回 (100%)
5	種村 泰一 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	取締役	13回/13回 (100%)
6	徳平 隆之 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">独立</span>	取締役	13回/13回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	まつおか まこと 松岡 眞 (1958年12月15日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">再任</span>	1981年4月 住友商事株式会社入社 2004年4月 同社無機化学品第2部長 2011年4月 韓国住友商事株式会社 資源化学品副本部長、常務理事 資源化学品本部長 2016年1月 ソーダアッシュジャパン株式会社代表取締役社長 2018年4月 当社入社 マーケティング部長 2019年6月 当社取締役執行役員 営業部・業務部・マーケティング部担当 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員 内部監査室・営業部・マーケティング部担当 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 内部監査室・営業部担当（現在に至る）	5,400株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      松岡眞氏を取締役の候補者とした理由は、営業部門、業務部門並びにマーケティング部門の豊富な業務経験と他社で培った高い見識をもとに、2020年の社長就任以降は、代表者として当社グループの経営を牽引し、第3次中期経営計画「構造変化への挑戦」（2022～2024年度）の定性・定量目標を達成したためであります。今後も新経営体制のもと、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図り、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>たにもと ゆうすけ 谷本 祐介 (1960年4月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1983年4月 三菱商事株式会社入社 2011年5月 同社 監査部 部長代行 兼 監査室長 2016年6月 日東富士製粉株式会社 取締役常務執行役員 管理本部長 兼 業務監査室担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員 経理部・営業部(特命)・業務部担当 2021年6月 当社取締役専務執行役員 コーポレート(総務部・経理部統括)・営業部(特命)担当 2023年6月 当社取締役専務執行役員 ファシリティ強化事業部・コーポレート(総務部・経理部統括)・営業部(特命)担当(現在に至る)</p>	4,100株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 谷本祐介氏を取締役の候補者とした理由は、経理部門、営業部門並びに業務部門の豊富な業務経験と他社で培った高い見識をもとに、第3次中期経営計画「構造変化への挑戦」(2022～2024年度)の定量目標の達成に貢献したためであります。今後も新経営体制のもと当社グループの経営を牽引し、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断しております。</p>		
3	<p>さとう よしひろ 佐藤 禎広 (1962年5月2日生)</p> <p>再任</p>	<p>2014年10月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニットマネージャー 2016年6月 当社執行役員 経営企画部長兼営業・業務統括部長 2018年6月 当社取締役執行役員 経営企画部・業務部・ファシリティ強化事業部担当 経営企画部長(営業・業務統括)兼ファシリティ強化事業部長 2019年6月 当社取締役執行役員 経営企画部・ファシリティ強化事業部担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員 経営企画部・総務部・ファシリティ強化事業部担当 2021年6月 当社取締役常務執行役員 総務部担当(現在に至る)</p>	3,500株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐藤禎広氏を取締役の候補者とした理由は、経営企画部門、ファシリティ強化事業部門並びに総務部門の豊富な業務経験と他社で培った高い見識をもとに、社内諸制度の充実を図るなどガバナンスの強化に貢献したためであります。今後も新経営体制のもと、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図ることができると判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	藤井 守 (1966年5月9日生) <b>再任</b>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2006年10月 当社営業本部液体物流ユニットマネージャー</p> <p>2013年7月 当社営業本部港運ユニットマネージャー 兼 物流倉庫ユニットマネージャー</p> <p>2013年12月 当社営業本部港運ユニットマネージャー</p> <p>2016年2月 当社営業部長</p> <p>2018年6月 当社執行役員営業部長</p> <p>2020年6月 当社執行役員営業部長 兼 マーケティング部長</p> <p>2021年6月 当社取締役執行役員 業務部・ファシリティ強化事業部・マーケティング部担当</p> <p>2022年6月 当社取締役執行役員 業務第一部・業務第二部・ファシリティ強化事業部・マーケティング部担当</p> <p>2023年6月 当社取締役執行役員 業務第一部・業務第二部・マーケティング部担当 (現在に至る)</p>	2,900株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  藤井守氏を取締役の候補者とした理由は、業務部門、ファシリティ強化事業部門並びに営業部門、マーケティング部門の豊富な業務経験と高い見識をもとに、歴任部門において業務内容の充実に努めたためであります。今後も新経営体制のもと、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を図ることができるものと判断しております。</p>		
5	種村 泰一 (1962年11月7日生) <b>再任 社外 独立</b>	<p>1991年4月 大阪弁護士会弁護士登録 中之島中央法律事務所入所 (現在に至る)</p> <p>2016年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>2017年4月 枚方市人事行政制度調査審議会副会長</p> <p>2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p> <p>2019年3月 大阪市開発審査会会長</p> <p>2022年6月 ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)  中之島中央法律事務所 弁護士  ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役</p>	0株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】</b>  種村泰一氏を社外取締役の候補者とした理由は、法律の専門家としての経験・知識等を経営に生かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の法制面における経営監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていること、また、諮問委員会においても独立した客観的な立場から適切な意見や助言をいただく等の役割を期待しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏はヤンマーホールディングス株式会社の社外監査役であります。同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	<p>とくひら たかゆき 徳平 隆之 (1956年6月7日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1982年4月 大阪市役所 採用 2007年4月 大阪市港湾局 臨海地域活性化室長 2010年4月 同局 防災・施設担当部長 2011年4月 同局 計画整備部長 2013年4月 大阪市港湾局長 2016年3月 大阪市役所 退職 2016年6月 阪神国際港湾株式会社 取締役副社長 2022年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2022年7月 五洋建設株式会社 顧問 (現在に至る) 2023年6月 公益社団法人大阪港振興協会 会長 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益社団法人大阪港振興協会 会長 五洋建設株式会社 顧問</p>	500株
<p>【社外取締役候補者とした理由と期待される役割】</p> <p>徳平隆之氏を社外取締役の候補者とした理由は、港湾行政等に携わり培われた豊富な経験、知識等を当社の経営に生かしていただくためであります。また、同氏は、大阪市役所を退職後、港湾物流の事業経営に携わり、豊富な経験と知識等を有しており、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮や客観的な立場から適切な意見をいただく等の役割で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は公益社団法人大阪港振興協会の会長と五洋建設株式会社の顧問を兼職しておりますが、同法人及び同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。また、過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、2016年に退職しており、大阪市港湾局（現 大阪港湾局）との関係はなく、独立性を有しているものと認識しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 種村泰一氏及び徳平隆之氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、両氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、10ページに記載のとおりであります。
3. 種村泰一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 徳平隆之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、種村泰一氏及び徳平隆之氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、種村泰一氏及び徳平隆之氏の再任をご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、五十嵐英男氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、香山久美氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	い が ら し ひ で お 五十嵐英男 (1944年1月30日生)	1969年4月 大阪市役所 採用 2004年3月 大阪市役所 退職 2016年6月 当社社外取締役 2017年5月 大阪港タグセンター事業協同組合 理事長	0株
	【補欠の監査役候補者とした理由】 五十嵐英男氏を補欠の監査役の候補者とした理由は、当社社外取締役として業務に精通されており、これまでの経験・知識等に基づく幅広い見地から、監査役としての職務を適切に遂行し、監査体制の一層の充実を図ることができるものと判断しております。		
2	こ う や ま く み 香山久美 (1981年11月22日生)	2006年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2010年7月 公認会計士 登録 2016年1月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 退所 2016年1月 望月俊伸税理士事務所 入所 2016年2月 香山公認会計士事務所 開設(現在に至る) 2016年12月 税理士 登録 2018年12月 望月俊伸税理士事務所 退所 2018年12月 税理士法人細川総合パートナーズ 入所(現在に至る)  (重要な兼職の状況) 香山公認会計士事務所 代表	0株
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 香山久美氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての企業の会計、税務に係り培われた豊富な経験と知識等を当社の監査体制に生かしていただくためであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由並びにこれまでの経験・知識等に基づく幅広い見地から、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮などにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐英男氏は、補欠の監査役候補者であり、香山久美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は香山久美氏が社外監査役として選任される場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。また、当社は独自に社外役員の独立性基準を定めており、同氏はその基準を満たしております。その基準の内容は、10ページに記載のとおりであります。
3. 当社は、五十嵐英男氏及び香山久美氏が監査役及び社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づき、両氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで監査役の責任を限定する契約を締結する予定です。
4. 当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、両氏が監査役及び社外監査役に就任した場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）の被保険者となる予定であります。

以上

(ご参考)

## 社外役員の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の①～⑩に該当した場合は、独立性を有しないものとみなす。

- ①当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
- ②当社グループの主要な取引先(注2)(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ③当社グループの主要な借入先(注3)(借入先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ④当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する個人株主、または、当社を子会社もしくは関連会社とする法人株主の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の(注4)金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(サービスを提供する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑥当社グループより、多額の(注4)寄附または助成を受けている者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者)
- ⑦当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑧上記②～⑦に最近5年間において該当していた者
- ⑨上記①～⑦に該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩当社の社外役員としての任期が8年を超える者

上記の①～⑨に該当する者であっても、取締役会がその独立性を判断した結果、独立役員として相応しいと判断すれば、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に抵触しない限り、その者を独立役員として選任することができる。

ただし、この場合において取締役会はその判断に至った理由について説明を行わなければならない。

(注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者をいう。

(注2)主要な取引先とは、当社グループが事業活動を提供する顧客、または当社グループが作業や修理などを委託する外注先であって、その年間取引金額が当社グループまたは相手方の直近事業年度における連結売上高の2%以上のものをいう。

(注3)当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているものをいう。

(注4)多額とは、1事業年度当たり1,000万円を超える金額をいう。

(注5)重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

(ご参考)

## 第2号議案が承認された場合の経営体制（予定）

当社のコーポレートガバナンス基本方針により、取締役並びに監査役の資質を定めております。また、取締役会は、株主様からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うこととしております。

当社の中長期的な企業価値の最大化を図ることを推進する各取締役並びに各監査役の専門性は以下のとおりであります。

	氏名	属性	企業経営	業界知識	営業戦略・ マーケティング	財務会計	人事・ 労務・ 人材育成	法務・ リスクマネ ジメント
取締役	松岡 眞		○	○	○			
	谷本 祐介		○			○	○	○
	佐藤 禎広			○		○	○	○
	藤井 守			○	○			
	種村 泰一	社外 独立						○
	徳平 隆之	社外 独立	○	○				
監査役	藍場 建志郎	社外 独立				○		○
	増田 康正			○		○	○	
	森山 恭太	社外 独立				○		○

以上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により社会・経済活動の正常化が進展し、緩やかな回復基調となりました。一方、ウクライナ情勢の長期化や、中東情勢の緊迫化など不安定な状況が継続しており、これらを背景とする原材料・エネルギー価格の高騰、物価上昇や金融・為替市場の急激な変動など、引き続き先行きが不透明な状況が続いております。

このような情勢のもと、当社グループは、競争力のある事業基盤を形成し、全てのステークホルダーへの貢献を継続して達成するため、第3次中期経営計画（2022年度～2024年度）に基づき、各種施策の検討を進めてまいりました。

外部環境の変化に対応して経営資源を配置・投入し、中長期的視野に立った設備投資や更新投資、メンテナンスを実施していくことで、既存事業の足場固めを行うとともに、新規ビジネスを開拓・育成することや地場産業との関係を深めることなどによって、当社の強みを生かした付加価値のある仕事を追求するなど事業ポートフォリオを改善し、長期に亘り安定した収益を維持・拡大できる事業基盤の強化に努めてまいりました。

ばら貨物については、港湾物流サービスを常に安定的にご提供できるよう、クレーン等荷役設備のメンテナンスを積極的に行いました。また、新規の付加価値が高いオペレーションを行うため既存倉庫の大規模改修を行い、下半期より安定して稼働しております。液体貨物に関しても、メンテナンスを適時・的確に行い事業の安定性を高めてまいりました。また、タンクの更新・新設を含めた設備投資を検討してまいります。倉庫事業に関しても、パートナー様と連携を強化し、収益改善に向け様々な取り組みを検討してまいります。

上記の事業活動を踏まえ、当連結会計年度の売上高は、4,112百万円となり、前連結会計年度に比べ246百万円、6.4%の増収となりました。

売上原価は、売上の増加に伴い荷役関係諸払費が増加したことや、既存設備への積極的なメンテナンスによる修繕費の増加、設備投資や更新投資に伴う減価償却費の増加などにより、3,332百万円となり、前連結会計年度に比べ112百万円の増加となりました。また、販売費及び一般管理費は、543百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の営業利益は235百万円となり、前連結会計年度に比べ78百万円、50.0%の増益となりました。経常利益は、受取配当金を収受したことなどにより335百万円となり、前連結会計年度に比べ92百万円、37.9%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において税務上の繰越欠損金が解消されたことなどにより法人税等が増加したことから211百万円となり、前連結会計年度に比べ18百万円、9.5%の増益となりました。

セグメント別の営業の概況は、次のとおりです。

#### (ばら貨物セグメント)

大型クレーンを使用する荷役業務は、主に原材料貨物の取扱数量が減少したことなどにより、荷役業務の売上高は前連結会計年度に比べ2.8%減少し、750百万円（前連結会計年度は772百万円）となりました。

海上運送業務は、内航船による輸送料金の改定を行ったことなどから、売上高は362百万円（前連結会計年度は337百万円）となりました。

保管業務は、前連結会計年度期中で稼働した新倉庫が期初より安定して稼働したことなどから、売上高は405百万円（前連結会計年度は343百万円）となりました。

その他業務は、一部原材料貨物の取扱減少に伴い、付随する陸上運送業務が減少したことなどから、売上高は687百万円（前連結会計年度は725百万円）となりました。

以上により、ばら貨物セグメントの売上高は2,205百万円（前連結会計年度は2,178百万円）となりました。

#### (液体貨物セグメント)

石油類は、白油系の荷動きが回復し、通年に亘り安定したタンク運営を継続できたことやタンク運営に係る特別作業料を収受したことなどから、売上高は953百万円（前連結会計年度は821百万円）となりました。

化学品類は、タンク保管料の改定を行ったことなどから、売上高は401百万円（前連結会計年度は373百万円）となりました。

以上により、液体貨物セグメントの売上高は1,355百万円（前連結会計年度は1,195百万円）となりました。

#### (物流倉庫セグメント)

物流倉庫は、前連結会計年度期中で業態転換した冷蔵倉庫が期初より寄与したことなどにより、物流倉庫セグメントの売上高は530百万円（前連結会計年度は470百万円）となりました。

#### (その他のセグメント)

売電事業によるその他セグメントの売上高は20百万円となり、前連結会計年度並みとなりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は1,076百万円であり、その主なものは、ばら貨物セグメントにおける倉庫の大規模改修工事費694百万円です。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金として500百万円を金融機関より長期で借入れております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、大阪港における事業上の好立地と、充実した設備による付加価値の高いサービスをお客様に提供することを通して、わが国の産業の発展に貢献するという企業理念のもと、「機動的な設備投資推進による既存事業の更なる展開」、「産業構造の変化に対応した新規ビジネスの発掘」、「地場産業と一体となる連携事業の育成」などの事業戦略を継続して推し進めてまいりました。

この結果、第3次中期経営計画「構造変化への挑戦」（2022年度～2024年度）につきましては、定性目標に加え、下表のとおり定量目標を達成したことから、中期経営計画の見直しを検討いたします。

### 【第3次中期経営計画】

(定量目標)

①2024年度における簡易営業キャッシュフロー（営業利益+減価償却費）6億円達成

②当社版株主総利回り（当社TSR※）の継続的伸長

※（当年度1～3月終値平均株価+当年度配当）÷（前年度1～3月終値平均株価）

(定量目標の達成状況)

	簡易営業キャッシュフロー（営業利益+減価償却費）	当社版株主総利回り（当社TSR）
2022年度	503百万円	1.03
2023年度	649百万円	1.43

当社グループは、次世代に残せる事業構造への転換を図り、サステナビリティ経営を推進することで、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献することを最重要課題と位置付けております。

今後においても、地場産業との関係を一層深めることによって、わが社の強みを生かした付加価値のある仕事を追求するなど、事業ポートフォリオを改善し、長期に亘り安定した収益を維持・拡大できる事業基盤の強化に努めてまいります。また、適正な財務基盤のもと、株主還元の一層の充実を目指し、資本効率を高め、更なる企業価値向上に努めてまいります。

なお、働き方改革に対応した職場環境や人事制度を整備するとともに、事業の継続性を担保できる人材を確保し、コンプライアンス意識向上や安全強化等に向けた社員教育の充実、内部統制や社員の行動基準等の自主監査の充実などを通じて、社員の育成を図り、企業の社会的責任を果たす方針であります。

さらに、港湾物流サービスを安定的にご提供できるように、業務上の中核設備を中心に積極的な維持管理を施すとともに、当社グループに所属するすべての者の健康・衛生管理に万全の体制を取ることに細心の注意を払ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 79 期 (2021年 3 月期)	第 80 期 (2022年 3 月期)	第 81 期 (2023年 3 月期)	第 82 期 (当期) (2024年 3 月期)
売 上 高	4,507百万円	4,198百万円	3,865百万円	4,112百万円
経 常 利 益	171百万円	217百万円	243百万円	335百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	189百万円	177百万円	193百万円	211百万円
1 株当たり当期純利益	126円31銭	118円09銭	128円64銭	140円13銭
総 資 産	7,150百万円	7,576百万円	7,943百万円	10,076百万円
純 資 産	4,309百万円	4,627百万円	4,968百万円	6,265百万円

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 79 期 (2021年 3 月期)	第 80 期 (2022年 3 月期)	第 81 期 (2023年 3 月期)	第 82 期 (当期) (2024年 3 月期)
売 上 高	4,339百万円	4,020百万円	3,671百万円	3,941百万円
経 常 利 益	178百万円	213百万円	225百万円	341百万円
当 期 純 利 益	191百万円	174百万円	181百万円	215百万円
1 株当たり当期純利益	127円72銭	116円35銭	121円07銭	142円83銭
総 資 産	7,094百万円	7,524百万円	7,867百万円	10,036百万円
純 資 産	4,297百万円	4,612百万円	4,942百万円	6,243百万円



**(6) 重要な親会社及び子会社の状況等**

- ① 親会社の状況  
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浪花建設運輸株式会社	40百万円	100%	貨物自動車運送事業

- ③ 重要な関連会社の状況  
埠頭ジャスタック株式会社は当社株式の議決権の19.2%を所有しております（役員及びその近親者が当社株式の議決権の6.4%を所有しております。）。当社は、同社を業務内容に精通した会社として船内荷役並びに構内作業等の業務の委託及び設備修理等の工事の発注を行っております。
- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）**

港湾運送事業、倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業他

**(8) 主要な事業所（2024年3月31日現在）**

## ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市此花区	第1タンクターミナル	大阪市此花区
東京営業所	東京都中央区	第2・第3タンクターミナル	大阪市此花区
本社埠頭	大阪市此花区		

## ② 子会社

会社名	名称	所在地
浪花建設運輸株式会社	本社	大阪市大正区

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
96名	+1名

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、使用人兼務役員を含んでおりますが、臨時雇用者数は含んでおりません。

②当社の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
78 (+3) <sup>名</sup>	46.8 <sup>歳</sup>	16.6 <sup>年</sup>

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	505 <sup>百万円</sup>
株式会社日本政策投資銀行	332
株式会社三井住友銀行	315
株式会社りそな銀行	241
日本生命保険相互会社	200

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,540,000株（自己株式28,022株を含む。）  
 (3) 株主数 1,353名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
埠頭ジャスタック株式会社	290 <sup>千株</sup>	19.2%
セオ運輸株式会社	163	10.8
丸協産業株式会社	131	8.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	76	5.1
原伊都子	76	5.1
城見不動産株式会社	50	3.3
株式会社三菱UFJ銀行	44	2.9
日本生命保険相互会社	38	2.5
株式会社三井住友銀行	38	2.5
櫻島埠頭株式会社	28	1.9

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除く1,511,978株により算出しており、総議決権数15,073個により算出する議決権比率とは値が異なる場合があります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年6月28日開催の第81回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年6月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月25日付で業務執行取締役4名に対し自己株式5,100株を交付しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	松 岡 眞	内 部 監 査 室 ・ 営 業 部 担 当
取締役専務執行役員	谷 本 祐 介	ファンリテイ強化事業部・コーポレート (総務部・経理部統括)・営業部 (特命) 担当
取締役常務執行役員	佐 藤 禎 広	総 務 部 担 当
取 締 役 執 行 役 員	藤 井 守	業務第一部・業務第二部・マーケティング部担当
取 締 役	種 村 泰 一	中之島中央法律事務所 弁護士、ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役
取 締 役	徳 平 隆 之	公益社団法人大阪港振興協会 会長 五洋建設株式会社 顧問
常 勤 監 査 役	藍 場 建 志 郎	
監 査 役	増 田 康 正	
監 査 役	森 山 恭 太	森山恭太公認会計士税理士事務所 代表 神戸監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役 種村泰一氏及び徳平隆之氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
2. 監査役 藍場建志郎氏及び森山恭太氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての届出を行っております。
3. 監査役 藍場建志郎氏及び増田康正氏は企業経営者としての豊富な経験を有しております。両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 2023年6月28日開催の第81回定時株主総会において、森山恭太氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ② 2023年6月28日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、遠藤眞廣氏が任期満了により、退任いたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

### (4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、2015年2月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係（2024年3月31日現在）

社外取締役種村泰一氏は当社が顧問契約を締結しております中之島中央法律事務所に所属している弁護士であります。同事務所との間に法律顧問の委嘱に係る報酬があり、当事業年度における報酬金額は909千円であります。同事務所と当社の間には資本関係はありません。

また、社外取締役種村泰一氏はヤンマーホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社との間には取引関係並びに資本関係はありません。

社外取締役徳平隆之氏は公益社団法人大阪港振興協会の会長及び五洋建設株式会社の顧問であります。なお、同法人及び同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

社外監査役森山恭太氏は森山恭太公認会計士税理士事務所の代表及び神戸監査法人の代表社員であります。なお、同事務所及び同法人と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と役割
社外取締役	種村 泰一	当事業年度に開催した取締役会13回全てに出席し、法律の専門家としての経験、知識等に基づく幅広い見地から積極的に質問することによって、当社の法制面における経営監視機能を十分に発揮した。また、諮問委員会においては、4回全てに出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べることで役割を果たした。
社外取締役	徳平 隆之	当事業年度に開催した取締役会13回全てに出席し、港湾行政並びに港湾物流の事業経営等に係わり培われた豊富な経験、知識等に基づく幅広い見地から、当社の事業計画等に対する確かな意見や助言を述べ、議論を深めた。また、諮問委員会においては、4回全てに出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べることで役割を果たした。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	藍場 建志郎	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査役会14回全てに出席し、主に企業の内部統制等のリスク管理に携わり培われた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行い、監査機能を十分に発揮した。また、諮問委員会においては、4回全てに出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べた。
社外監査役	森山 恭太	就任後、当事業年度に開催した取締役会10回及び監査役会10回全てに出席し、主に公認会計士、税理士として企業の会計、税務に係わり培われた豊富な経験、知識等から適宜発言を行い、監査機能を十分に発揮した。また、諮問委員会においては、就任後、2回全てに出席し、独立した客観的な立場から適切な意見を述べた。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(I) 報酬等の決定方針の決定方法

当社の報酬等の決定方針につきましては、諮問委員会の意見、助言を踏まえ、取締役会で決定しております。

## (II) 当該方針の内容の概要

### 〈取締役報酬制度の基本的な考え方〉

当社を取り巻く経営環境の変化に対応するべく、業績及び企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主との一層の価値共有を進めるためには、取締役報酬にインセンティブとしての機能を明確に備えることが必要であり、短期インセンティブとしての業績指標に基づく業績連動型報酬及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を組み入れた報酬体系とする。具体的には、業務執行を伴う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、業務執行を伴わない取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

### 〈取締役報酬の構成〉

取締役の報酬等は、年額180百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）の範囲内で支給する固定報酬及び業績連動報酬並びに20百万円・7,000株の範囲内で支給する譲渡制限付株式報酬で構成する。

業績連動報酬は、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り業績連動報酬総額を算出するため、本実績の内容により流動的となるものの、業務執行を伴う取締役の各報酬の構成割合は概ね固定報酬70～80%、業績連動報酬0～20%、譲渡制限付株式報酬5～10%とし、業務の執行を伴わない社外取締役の報酬割合は、固定報酬とする。

### 〈取締役報酬の決定方法〉

#### (1) 固定報酬

取締役の個人別の固定報酬については、別に定めた役位別並びに勤務形態別の報酬額（基準報酬額）を基に、代表取締役社長が各人別の月額固定報酬案を作成し、同案に対する諮問委員会での意見、助言を踏まえて取締役会にて決定する。

#### (2) 業績連動報酬

業務執行を伴う各取締役の個人別の業績連動報酬については、業績指標に対する本決算の実績に基づき、取締役会で決議した算定方法に則り、業績連動報酬総額を算出し、各人別の報酬額を決定する。

業績指標及び算定方法の決定手順は、以下のとおりとする。

- ①取締役会は、業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率に関する案を作成する。
- ②諮問委員会は、その内容について意見、助言を行う。
- ③取締役会は、諮問委員会の意見、助言を踏まえて業績指標、算定方法、並びに役位に応じた各人への分配率を決定する。

### (3) 譲渡制限付株式報酬

取締役会で決議した譲渡制限付株式報酬規程に則り、代表取締役社長が各人別の株式の割当数の計算の基準となる、各人別の1年当たりの支給額案を作成し、同案に対する諮問委員会での意見、助言を踏まえて取締役会にて決定する。

#### ＜取締役報酬の支給時期＞

##### (1) 固定報酬

取締役の固定報酬の支給時期については、毎月支給する。

##### (2) 業績連動報酬

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬については、対象事業年度の決算期末に在籍していることを条件とし、対象事業年度の株主総会開催日の翌日から1カ月を経過する日までに支給する。

##### (3) 譲渡制限付株式報酬

業務執行を伴う取締役の譲渡制限付株式報酬については、株主総会開催後1カ月以内に開催される取締役会で決議し、その決議日の翌日から1カ月以内に譲渡制限付株式を割当てる。

#### ＜業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法＞

業務執行を伴う取締役の業績連動報酬の算定方法については、2021年3月18日開催の取締役会にて決議した「取締役の報酬等の決定方針」及び2021年4月28日開催の取締役会にて決議した「業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法」に定める方法により、以下のとおり算定する。

##### ①業績指標の内容及びその選定理由

業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益であり、当該指標を選定した理由は、連結営業利益は事業活動の成績を表す指標であり、短期的インセンティブとしての機能を明確に備えることができると判断したためである。

##### ②業績連動報酬の支給条件及び総額の算定

業績連動報酬は、連結営業利益が160百万円以上であることを条件として支給し、総額は連結営業利益に応じて算定する。

なお、当事業年度の業績指標に関する実績は、253百万円である。

##### ③業務執行を伴う各取締役への分配

役位毎に定めた配分率に基づき分配する。



- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 当社においては、決定方針の具体的な手順に則り、代表取締役社長が作成した報酬原案を、諮問委員会の意見等を踏まえて、取締役会で各取締役の報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。
- ③ 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項  
 監査役の基本報酬については、諮問委員会の意見や助言を踏まえて、監査役の勤務形態に応じた基準報酬額に基づき、監査役の協議のうえ決定し、固定報酬のみを毎月支給する。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
 当社取締役の固定報酬及び業績連動報酬の報酬の総額につきましては、2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（業績連動報酬の付与対象取締役4名、社外取締役2名）です。また、業務執行取締役に対して支払う譲渡制限付株式報酬につきましては、2023年6月28日開催の第81回定時株主総会において、金銭報酬枠とは別枠で、年額20百万円・普通株式の総数7,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は4名です。  
 当社監査役の金銭報酬の額につきましては、2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役	105	83	15	7	6
（うち社外取締役）	(9)	(9)	(-)	(-)	(2)
監査役	26	26	-	-	4
（うち社外監査役）	(21)	(21)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1. 当社は、2020年6月23日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第78回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。これに基づき、上記のほか、当事業年度中に退任した監査役1名に対し7百万円の退職慰労金を支給しております。
2. 当事業年度末の現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。なお、対象となる役員の員数には、2023年6月28日開催の定時株主総会をもって退任した監査役1名が含まれております。
3. 業績連動報酬につきましては、当事業年度の費用計上額を記載しております。
4. 非金銭報酬等につきましては、業務執行取締役4名に対する譲渡制限付株式報酬の当事業年度に係る費用計上額を記載しております。
5. 譲渡制限付株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は当社の取締役の地位を喪失する日を原則としております。なお、その交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況及び報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や適切な監査体制の確保、向上のために会計監査人の変更が妥当であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。その概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、原則月1回開催する取締役会のほか、原則週1回開催する経営会議において、「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき重要な業務執行に関する事項の審議・決定と重要事項に関する報告を行う。また、各担当取締役は、業務が法令・定款その他諸規則に従い適法かつ適切であるかどうかを判断し執行する。

監査役は、取締役から担当業務に関する情報を適宜聴取するとともに、取締役会及び経営会議に出席しその業務が適法かつ適正かを監査し、必要に応じて意見を述べる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、当社の「取締役の職務の執行に係る文書管理規程」に従い取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び管理を行い、他の取締役及び監査役からの文書の閲覧要請に備える。

- ①総務部担当取締役は少なくとも年に一度、定期に取締役の職務執行に係る文書の保存及び管理の状況を調査し、その状況を取締役会並びに監査役に報告する。
- ②取締役の職務執行に係る文書の保存及び管理の詳細は、「取締役の職務の執行に係る文書管理規程」に規定し、当該規程の改廃は、取締役会の承認を得て行う。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社を含む企業集団の総合的リスク管理に関しては、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会が行う。サステナビリティ委員会は、定期に開催され、常勤監査役及び内部監査室長も出席し、必要に応じて意見を述べる。

各部の所管業務に付随するリスク管理は、当該担当部署が行うとともに、サステナビリティ委員会管理の下、防災、環境等の各個別委員会（以下、各個別委員会という。）が、所管する分野におけるリスク管理を補完する。

子会社の業務に付随するリスク管理については、管轄する営業部が子会社の代表取締役とともに行う。

- ①サステナビリティ委員会は、「リスク管理規程」を制定し、取締役会の承認を得る。同規程の改廃についても同様とする。
- ②サステナビリティ委員会は、各部及び子会社のリスク管理状況の有効性を検証するとともに、有効性に疑問がある場合はその改善策を提言する。また、当該検証結果及び提言内容は、取締役会に報告し、重要な事項については審議する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、各部及び各個別委員会の職務の職掌、権限を明確にし、情報処理の効率化と情報の社内共有化を促進させる。また、コンプライアンスに留意しつつ、経営目標の使用人への浸透を図りその達成に向け職務執行の効率性を継続して確保する。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

代表取締役社長は、「サステナビリティ基本方針」に基づきコンプライアンス・ポリシーを表明し、使用人に対し明確な行動基準を示す。

各部・各個別委員会は、その所管業務に付随するコンプライアンス管理（教育を含む。）を行う。サステナビリティ委員会は、全社的管理を行う。また、内部監査室がコンプライアンス及びリスク管理状況に関する内部監査機能を担う。

また、内部通報制度を設ける。

①内部監査室は、定期にそのコンプライアンスに関する内部監査状況を代表取締役社長に報告し、併せて常勤監査役に報告書の写しを提出する。報告を受けた代表取締役社長は、必要に応じサステナビリティ委員会にその内容の検討を指示し、問題がある場合は、サステナビリティ委員会はその改善方法等を含め取締役会に報告し、承認を得る。

②サステナビリティ委員会は、法令・定款違反行為があった場合は取締役会に対し当該違反行為の是正を求め、責任者の処罰を求めることができる。

#### **(6) 子会社における業務の適正を確保するための体制**

子会社の業務の執行については、その自律性を尊重しつつも、当該子会社を管轄する営業部と経理部が「子会社等管理規程」に基づき適切に管理する。営業部と経理部は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定期に子会社の経営内容に係る情報を収集し検証を行う。両部の担当取締役は、その結果を取締役会へ報告する。子会社に係る承認事項については、営業部が子会社とともに検討し、経営会議または稟議書により代表取締役社長の決裁を受ける。また、監査役は必要に応じて子会社の業務監査または会計監査を実施し適法性について監査する。さらに、内部監査室は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部監査規程」に基づき子会社の業務等会社業務全般の適法性に関する監査を実施する。代表取締役社長は、当社の「コンプライアンス・ポリシーと行動基準」を子会社と協力会社に対し明確に示す。

#### **(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為や、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事実などを発見した場合は、内部通報制度等によりその内容を監査役に伝達しなければならない。なお、当該通報をしたことを理由として、会社は通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、監査役は、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、会社の費用負担で独自に外部専門家（公認会計士、弁護士等）に助言を求めることや、調査、鑑定その他の事務を委託することができる。また、監査役は、経営者の不適切行動の予兆等を把握した場合には、内部監査室と連携し諮問委員会に報告するとともに、必要に応じて取締役会に対策を求めることができる。

**(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。また、当該使用人に対する指揮命令権は監査役会に属する。当該使用人の異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の承認を求めなければならない。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、「コンプライアンス・ポリシーと行動基準」に、反社会的勢力からの取引や金銭の要求には毅然と対応し、一切関係を持たない旨を明記するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図る。また、総務部が中心となり、外部の専門機関と連携して情報の収集、交換を行うなど反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。

**(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社では「コンプライアンス・ポリシーと行動基準」をホームページ及び社内イントラに掲示するなどし、当社グループ内への周知を図っております。また、その遵守状況については内部監査室による内部監査の際に評価を行っており、法令及び定款違反の発生または発生する恐れが認められる場合には、厳正な調査等を実施して、再発防止を図っております。

職務の執行に際しては、当事業年度において取締役会は13回、経営会議は51回開催され、「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき重要な業務執行に係る審議・決定と報告が行われました。使用人に対しては経営会議の審議、報告内容を通知し、情報の共有化を図るとともに、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」により各部の職掌、権限を明らかにしております。

内部通報制度については、「内部通報制度規程」により内部通報に係る調査への協力義務、内部通報実施者に対する不利益取扱いの禁止などが規定されており、その運用状況は内部監査室がモニタリングしております。

リスク管理については、「サステナビリティ基本方針」のもと、サステナビリティ委員会にて行うこととしております。

リスクに対しては、「リスク管理規程」に基づき各部が所管業務に係るリスク管理状況報告書を作成し、サステナビリティ委員会で検証を行いました。なお、サステナビリティ委員会は当事業年度において4回開催されております。

監査役は取締役会、経営会議及びサステナビリティ委員会に出席し、必要に応じて監査役の意見を述べるとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制等について意見交換を行っております。また、「監査役補助使用人規程」を設け、監査役を補助すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項を定めております。

子会社に対しては「子会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る審議・決定及び報告が取締役会及び経営会議で行われ、監査役及び内部監査室長は定期的に子会社を訪問し必要な監査を実施いたしました。

## 7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための「財務報告の基本方針」を取締役会において決議しております。その方針・原則は以下のとおりであります。

財務報告の信頼性の確保は企業活動の根幹であるため、当社並びに当社の子会社及び関連会社は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることがないように、以下の基本方針に基づき、適正な財務情報を開示し、経営の透明性を確保して堅実な企業経営を実施する。

1. 一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
2. 全ての役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの業務との関連において、適切な内部統制の整備及び運用に努める。
3. 構築した内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかを確認するため、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況の評価を実施するとともに、不備がある場合は是正の為に適切な対応を図る。
4. 毎年「財務報告の基本方針」の内容を見直し、変更の有無に拘らず、当社の取締役会において「財務報告の基本方針」について決議を行う。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,056,139</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,072,763</b>
現金及び預金	850,472	支払手形及び買掛金	92,280
売掛金	352,763	1年内返済予定の長期借入金	388,736
リース投資資産	729,407	リース債務	14,460
貯蔵品	51,663	未払法人税等	80,601
その他の	77,222	契約負債	28,389
貸倒引当金	△5,390	賞与引当金	46,025
		業績連動報酬引当金	15,400
		その他の	406,869
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,020,392</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,738,357</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,335,336</b>	長期借入金	1,205,120
建物及び構築物	2,468,808	リース債務	46,336
機械装置及び運搬具	716,033	繰延税金負債	913,958
工具、器具及び備品	72,667	環境対策引当金	60,106
リース資産	56,557	退職給付に係る負債	3,267
建設仮勘定	21,271	資産除去債務	28,520
<b>無形固定資産</b>	<b>292,961</b>	その他の	481,048
借地権	288,937	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,811,120</b>
その他の	4,024	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,392,094</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,133,627</b>
投資有価証券	3,936,862	資本金	770,000
退職給付に係る資産	49,634	資本剰余金	367,530
繰延税金資産	1,853	利益剰余金	3,036,887
その他の	403,744	自己株式	△40,790
		その他の包括利益累計額	2,131,784
		その他有価証券評価差額金	2,131,784
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,265,411</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,076,532</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>10,076,532</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,112,366
売 上 原 価		3,332,805
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>779,561</b>
販売費及び一般管理費		543,797
<b>営 業 利 益</b>		<b>235,764</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	325	
受 取 配 当 金	87,988	
受 取 保 険 金	18,552	
そ の 他	16,032	122,899
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,604	
遊 休 設 備 費	3,578	23,183
<b>経 常 利 益</b>		<b>335,479</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	599	599
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	33,116	33,116
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>302,962</b>
法人税、住民税及び事業税	107,355	
法人税等調整額	△16,063	91,291
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>211,671</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>211,671</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

( 2023 年4月1 日から  
2024 年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	770,000	365,161	2,870,424	△47,760	3,957,824
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△45,208		△45,208
親会社株主に帰属 する当期純利益			211,671		211,671
自己株式の処分		2,325		7,124	9,450
自己株式の取得		43		△153	△110
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	2,368	166,462	6,970	175,802
当 期 末 残 高	770,000	367,530	3,036,887	△40,790	4,133,627

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,010,378	1,010,378	4,968,203
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△45,208
親会社株主に帰属 する当期純利益			211,671
自己株式の処分			9,450
自己株式の取得			△110
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,121,405	1,121,405	1,121,405
当 期 変 動 額 合 計	1,121,405	1,121,405	1,297,207
当 期 末 残 高	2,131,784	2,131,784	6,265,411

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額		
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円		
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,986,389</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,065,689</b>		
現金及び預金	801,171	買掛金	105,941		
有価証券	338,688	1年内返済予定の長期借入金	388,736		
貸付金	729,407	リース負債	14,460		
繰上り貯蓄	51,663	未払費用	90,256		
前払費用	39,325	未払法人税等	186,094		
未収金	31,522	未払消費税	80,601		
倒引当金	△5,390	前払消費税受取	44,296		
		契約負債	19,000		
		賞与引当金	28,389		
		業績連動報酬引当金	9,186		
		その他	45,273		
			15,400		
			38,053		
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,050,563</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,727,785</b>		
建物	3,316,056	長期借入金	1,205,120		
構築物	1,604,941	リース負債	46,336		
機械及び装置	857,042	繰延税金負債	913,958		
船舶	705,723	環境対策引当金	60,106		
運搬具	42	資産除却負債	21,215		
器具及び備品	0	その他	481,048		
建設仮勘定	70,477	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,793,474</b>		
無形固定資産	56,557				
借入金	21,271	(純資産の部)			
その他の資産	<b>292,170</b>	株主資本	<b>4,111,693</b>		
土地	288,937	資本剰余金	<b>770,000</b>		
リース	1,195	資本剰余金	<b>367,530</b>		
その他の資産	2,038	資本剰余金	365,161		
関係会社株	<b>4,442,336</b>	その他の資本剰余金	2,368		
投資有価証券	58,340	自己株式処分差	2,368		
その他の	3,935,322	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,014,953</b>		
	448,673	利益剰余金	192,500		
		利益剰余金	2,822,453		
		利益剰余金	1,000,000		
		利益剰余金	1,822,453		
		自己株式	△40,790		
		評価・換算差額等	2,131,784		
		その他有価証券評価差額金	2,131,784		
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,243,477</b>		
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,036,952</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>10,036,952</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売上高	千円	千円
売上原価		
<b>売上総利益</b>		<b>758,450</b>
販売費及び一般管理費		514,588
<b>営業利益</b>		<b>243,861</b>
営業外収益		
受取利息	325	
受取配当金	87,988	
受取保険金	18,159	
その他	14,072	120,545
営業外費用		
支払利息	19,604	
遊休設備費	3,578	23,183
<b>経常利益</b>		<b>341,223</b>
特別損失		
固定資産除売却損	33,116	33,116
<b>税引前当期純利益</b>		<b>308,106</b>
法人税、住民税及び事業税	107,150	
法人税等調整額	△14,791	92,358
<b>当期純利益</b>		<b>215,748</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2023 年4月1日から  
2024 年3月31日まで )

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	770,000	365,161	—	365,161	192,500	1,000,000	1,651,913
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△45,208
当 期 純 利 益							215,748
自己株式の処分			2,325	2,325			
自己株式の取得			43	43			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,368	2,368	—	—	170,539
当 期 末 残 高	770,000	365,161	2,368	367,530	192,500	1,000,000	1,822,453

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	2,844,413	△47,760	3,931,814	1,010,378	1,010,378	4,942,193
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△45,208		△45,208			△45,208
当 期 純 利 益	215,748		215,748			215,748
自己株式の処分		7,124	9,450			9,450
自己株式の取得		△153	△110			△110
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				1,121,405	1,121,405	1,121,405
当 期 変 動 額 合 計	170,539	6,970	179,879	1,121,405	1,121,405	1,301,284
当 期 末 残 高	3,014,953	△40,790	4,111,693	2,131,784	2,131,784	6,243,477

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木 村 容 子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻島埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

櫻島埠頭株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福竹 徹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 容子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、櫻島埠頭株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き調査をいたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

櫻島埠頭株式会社 監査役会

常勤監査役 藍 場 建志郎 ㊟

監査役 増 田 康 正 ㊟

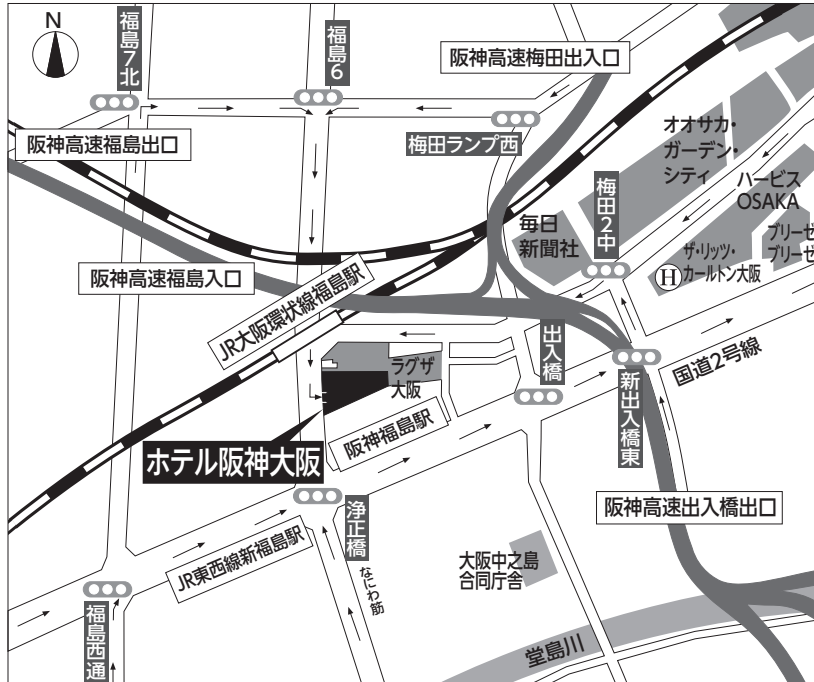
監査役 森 山 恭 太 ㊟

(注) 監査役のうち、常勤監査役藍場建志郎及び監査役森山恭太は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市福島区福島五丁目6番16号  
ホテル阪神大阪 10階 クリスタルルーム  
電話 (06) 6344-1661 (代表)



交通 JR大阪環状線……福島駅徒歩1分  
JR東西線……新福島駅徒歩3分  
阪神電鉄本線……福島駅徒歩3分

- ※ なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。
- ※ ご来場にあたり、サポートが必要な株主様におかれましては、6月21日(金曜日)までに当社までお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

櫻島埠頭株式会社 総務部 電話番号 06-6461-5331 (代表)  
【土日祝日を除く 8:30~17:00】